

商標委員会第1小委員会

本年度ミッション 21世紀の商標制度のあるべき姿に関する研究を行いつつ、
(1)法改正の動きに対応した、各種委員会への参画・意見表明 及び
(2)会員向けの情報発信を行う。

(1)国内外の法改正・諸制度のあり方に関する、知的財産協会内外の各種委員会への参画・意見表明

- 小売役務登録制度等に関する庁との意見交換会の実施、審査基準案等に関するパブコメ等意見提出
- JETROを通じて中国商標法改正案等への意見提出
- 委員を派遣し、意見表明を行う。
 - 「知的財産研究所」(財団法人)
 - ・侵害行為類型 ・マドリッドプロトコル 等
 - 「アジア戦略プロジェクト」(知財協会内)
 - ・台湾、韓国、インド、インドネシア訪問・意見交換
 - 「模倣品対策プロジェクト」(知財協会内)
 - ・中国商標法改正、類似商標 等

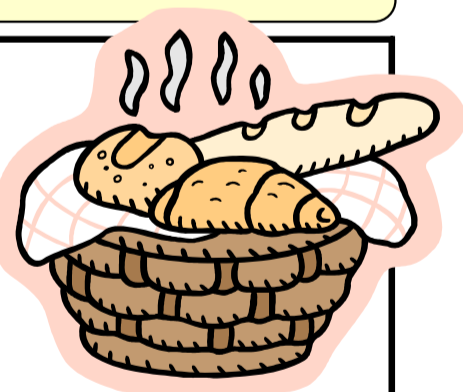


(2)商標法改正に関する会員への情報発信：

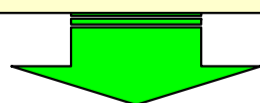
本年度は「小売等役務商標登録制度の導入」に際してのQ&Aを作成・発信

Q. 自己の製造した商品を販売する行為は、小売に含まれるのですか？

A. 取り扱う自己の商品の品揃えや陳列方法等を総合的に判断した結果、保護に値する「顧客に対する便益の提供」があると認められれば、小売に含まれるものと考えられます。



その他のQご紹介： インターネットやテレビでの販売も小売か？小売業役務に係る商標の使用とは？小売商標と商品商標のクロスサーチは？経過措置は？・・・e.t.c.



詳細は、日本知的財産協会HP内の**専門委員会成果物**コーナー内にて

<http://www.jipa.or.jp/>

商標法の一部改正 —小売等役務商標登録制度の導入—<予定>

知財協会会員は専門委員会活動成果物をネットでご覧になれます！

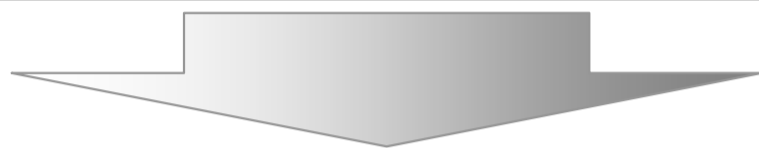
本年度ミッション 企業価値の向上等、企業活動に資するブランドの開発・育成に対する商標部門の貢献のあり方について調査・検討し、意見発信を行う。

(1)コーポレートブランド

理想的なコーポレートブランドの維持管理に関して、商標部門の関わり方を、主に権利化面、使用管理面から調査・検討を進めています。

(2)プロダクトブランド

ネーミング～商標出願～更新の各場面での商標部門の関わり方と、その際の考慮すべきポイントについて、調査・検討を進めています。



●3月度の東西部会で、報告を行います！ぜひご聴講ください！！
(3月20日東京、22日大阪)

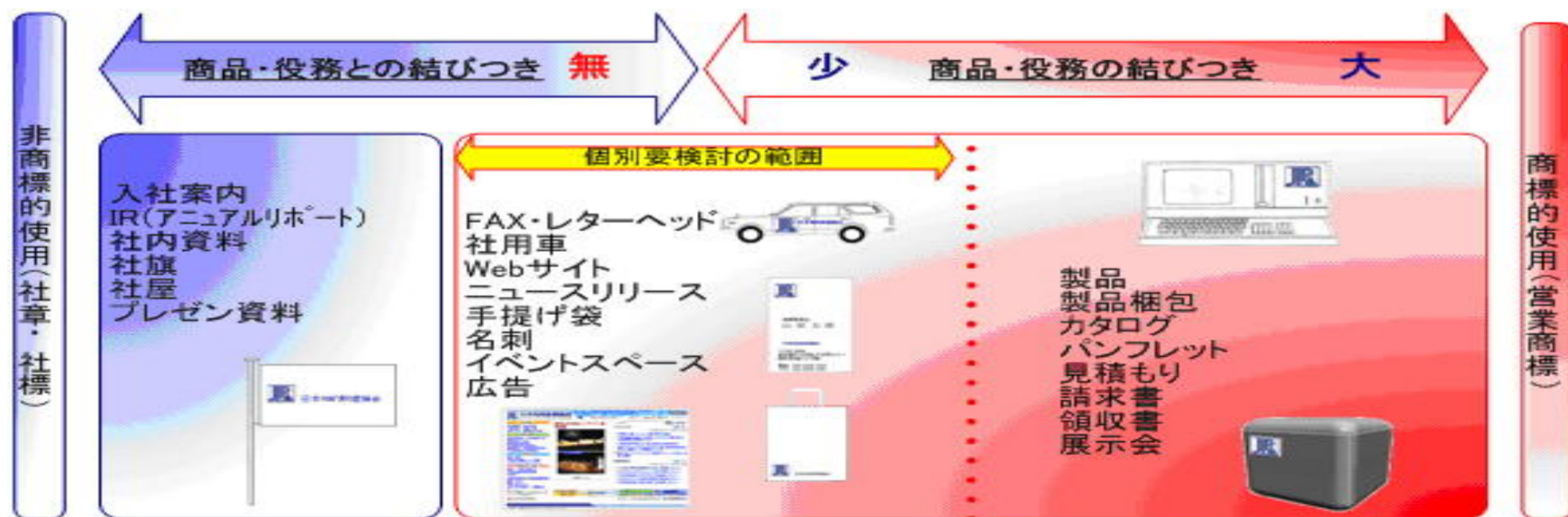
●検討結果を資料にまとめて発表したいと考えています(3月末～4月)。

『商標トピックス』(会員向け)

外国法制の制定・改廃を中心に情報収集し、定期的にJIPAホームページに掲載していますので、ぜひご利用ください！(「専門委員会成果物」コーナー内)


(1)コーポレートブランド検討例

＜使用場面に応じた管理アプローチ＞



(2)プロダクトブランド検討例

＜ネーミング、調査等の各場面での考慮すべきポイント＞

場面	考慮すべきポイントの例	場面	考慮すべきポイントの例
 ネーミング	●そもそも新ブランドを附する必要があるか (一般名称+型番でOK?)	 渉外/交渉	●交渉先は使用しているか (使用中の商標は許諾してもらえない可能性が大)
 商標調査	●そもそも商標の使用に該当するか (単なる普通名称、機能名称ではないか?)	 表示 (®等)	●虚偽表示になっていないか (未登録の商標に®を附していないか?)
⋮	⋮	⋮	⋮